

子ども・子育て支援法に基づく基本指針 概要

子ども・子育て支援法

第 60 条 内閣総理大臣は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めるものとする。

第一 子ども・子育て支援の意義に関する事項

○法の目的は

一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現

○子ども・子育て支援には

「子どもの最善の利益」実現される社会を目指し、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準が必要

○対象は

障害、疾病、虐待、貧困、その他社会的な支援の必要な子どもや家族を含め、全ての子どもや子育て家庭

○それぞれの役割

行政、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が子ども・子育て支援への関心や理解、各々が協働し、それぞれの役割を果たす必要

1 子どもの育ち及び子育てをめぐる環境

○子育てをめぐる地域や家庭の状況

・核家族化の進展や地域のつながりの希薄化 ⇒ 子育てに関する助言、支援や協力が困難

・親世代の兄弟姉妹の数の減少 ⇒ 赤ちゃんと触れ合う経験が乏しいまま親に

・共働き家庭の増加、非正規雇用割合の上昇、
仕事と子育ての両立が困難

30代 40代男性の長時間労働など ⇒ 子育ての負担、不安、孤立感

○子どもの育ちをめぐる環境

・少子化による兄弟姉妹の数の減少、異年齢の中で育つ機会の減少

○子どもの育ちと子育てを、社会全体で支援する必要

2 子どもの育ちに関する理念

○成長段階に応じ、一人一人かけがえのない個性ある存在として認められる

○自己肯定感をもって育まれる

○以上のことが可能となる環境の整備が社会全体の責任

3 子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義

○「父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」

○子ども・子育て支援とは

- ・保護者の育児を肩代わりするものではなく、保護者が子育ての責任を果たすことや子育ての権利を享受することが可能となるよう、地域や社会が寄り添う
- ・保護者が自己肯定感を持って子どもと向き合える環境を整え親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じるよう支援する

○全ての家庭及び子どもを対象として、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を質・量共に充実させる必要

- ・妊娠・出産期からの切れ目のない支援
- ・保護者の気持ちを受け止め、寄り添いながら相談や適切な情報提供
- ・発達段階に応じた子どもの関わり方等に関する保護者の学びの支援
- ・安心・安全な活動場所等子どもの健全な発達のための良質な環境整備
- ・地域の人材の活用 に留意することが重要

○発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援の提供が重要

- ・幼稚園教諭、保育士等子どもの育ちを支援する者の専門性や経験が極めて重要
- ・施設設備等の良質な環境の確保が必要
- ・質の確保・向上には適切な評価の実施、不断の改善努力が重要

4 社会のあらゆる分野における構成員の責務、役割

○社会の全ての構成員が、「父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」ことを前提に、全ての子どもの健やかな成長という社会の目的を共有、子どもの育ちと子育て支援への関心と理解を深め、それぞれの役割を果たす

○市町村・都道府県・国

- ・市町村＝子ども・子育て支援給付、地域子ども・子育て支援事業など幼児期の学校教育・保育及び地域の子ども・子育て支援を総合的に実施する主体
- ・都道府県・国＝市町村の取り組みを重層的に支える

○事業主は、長時間労働の是正、育児休業や短時間勤務を取得しやすい環境整備、ワーク・ライフ・バランス等雇用環境の整備

○保護者は、地域コミュニティの中で子どもを育むことが必要

○教育・保育施設は、地域における子ども・子育て支援の中核的な役割を担う

○地域及び社会全体が、保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、支える
保護者が子育てに喜びや生きがい

全ての子どもが健やかに成長できる社会「子どもの最善の利益」が実現される社会

第二 教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項

1 教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的考え方

- 市町村は、子ども・子育て支援給付を保障するとともに、地域子ども・子育て支援事業計画を実施し、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行う
- 市町村は、子ども・子育て支援に係る利用状況及び利用希望を把握し、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期を盛り込んだ「市町村子ども・子育て支援事業計画」を作成、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施
- 市町村、都道府県、国は、それぞれの役割に応じて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の質の確保及び向上を図ることが必要
 - ・具体的には ・認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携取組の促進、
 - ・幼稚園教諭、保育士等の研修の充実等による資質の向上
 - ・処遇改善等労働環境への配慮
 - ・施設・事業者への適切な指導監督、評価
- 市町村は障害児、社会的養護が必要な子ども、貧困状態にある子ども、夜間保育が必要な子ども等特別な支援が必要な子どもが円滑に教育・保育等を利用できるよう配慮、支援

2 子ども・子育て支援に当たっての関係者の連携及び協働

- 1 市町村内及び都道府県内の関係部局間の連携及び協働
- 2 市町村相互間の連携及び協働並びに市町村と都道府県との連携及び協働
 - 実施主体の市町村は、施設型給付施設、地域型保育給付施設の確認
地域型保育事業の認可
 - 都道府県は、教育・保育施設の認可・認定
 - 都道府県及び市町村は、教育・保育施設の認可、認定及び確認並びに指導監督に当たって、
情報共有、共同で指導監督
 - 市町村は、近隣の市町村と連携、共同して事業を実施するなど広域取組推進
都道府県は、市町村間の連携を図り、広域調整
- 3 教育・保育の提供及び地域子ども・子育て支援事業の実施に係る関係者の連携及び協働
 - 市町村と教育・保育施設、地域型保育事業、その他子ども・子育て支援を行う者が相互に連携、協働しながら進めていく必要
 - 子ども・子育て支援を行う者同士の密接な連携が必要
 - 地域型保育事業者と教育・保育施設との連携が必要
市町村の積極的な関与が必要

○保育利用子どもが円滑に放課後児童健全育成事業の利用ができるよう連携

4 国と地方公共団体との連携及び協働

○国及び地方公共団体は、連携及び協働を図りながら、地域の実情に応じた子ども・子育て支援を推進する必要